

平成31年第1回羅臼町議会定例会（第1号）

平成31年3月7日（木曜日）午前10時開会

○議事日程

-
- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長行政報告
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 議案第15号 根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めること
について
- 日程第 7 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 8 報告第 2号 専決処分した事件の承認について
- 日程第 9 議案第 1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算
- 日程第10 議案第 2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正
予算
- 日程第11 議案第 3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算
- 日程第12 議案第 4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補
正予算
- 日程第13 議案第 5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康会計保険診療所事業特
別会計補正予算
- 日程第14 議案第 6号 平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算
- 日程第15 議案第 7号 平成31年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第16 議案第 8号 平成31年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計予算
- 日程第17 議案第 9号 平成31年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計予
算
- 日程第18 議案第10号 平成31年度目梨郡羅臼町国民健康会計保険診療所事業特
別会計予算
- 日程第19 議案第11号 平成31年度目梨郡羅臼町水道事業会計予算
- 日程第20 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃止する条例制定につい
て
- 日程第21 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定について
-

○出席議員（10名）

議長	10番	村山修一君	副議長	9番	佐藤晶君
	1番	加藤勉君		2番	田中良君
	3番	高島譲二君		4番	宮腰實君
	5番	小野哲也君		6番	坂本志郎君
	7番	松原臣君		8番	鹿又政義君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者

町長	湊屋稔君	副町長	鈴木日出男君
教育長	山崎守君	監査委員	松田眞佐都君
企画振興課長	川端達也君	総務課長	対馬憲仁君
税務財政課長	鹿又明仁君	納税担当課長	中田靖君
環境生活課長	大沼良司君	保健福祉課長	太田洋二君
保健福祉課長補佐	洲崎久代君	産業創生課長	八幡雅人君
産業創生課長補佐	野田泰寿君	建設水道課長	武田弘幸君
建設水道課長補佐	佐野健二君	学務課長	平田充君
学務課長補佐	福田一輝君	会計管理者	仙福聖一君

○職務のため議場に参加した者

議会事務局長	松田伸哉君	議会事務局次長	長岡紀文君
--------	-------	---------	-------

午前10時00分 開会

◎開会・開議宣告

○議長（村山修一君） おはようございます。

定刻となりましたので、これから始めさせていただきます。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達しておりますので、平成31年第1回羅臼町議会定例会を開会いたします。

ここで、全員協議会並びに議会運営委員会開催のため、10時30分まで休憩をいたします。10時30分より再開をいたします。

午前10時00分 休憩

午前10時25分 再開

○議長（村山修一君） 予定の時刻前でございますが、皆さんおそろいでございますので再開をいたします。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

定例会会期日程表及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山修一君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定によって、1番加藤勉君及び2番田中良君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（村山修一君） 日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期については、議会運営委員会で協議をしていただき、本日から3月11日までの5日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、3月8日から3月10日までの3日間は休会にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から3月11日までの5日間とし、議案審査及び会議規則第9条第1項により、3月8日から3月10日までの3日間は休会とすることに決

定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（村山修一君） 日程第3 諸般の報告を行います。

羅臼町監査委員から、例月出納検査の結果について報告がありました。

資料は議長の手元に保管しています。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第4 町長行政報告

○議長（村山修一君） 日程第4 町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長。

○町長（湊屋 稔君） おはようございます。

第1回定例議会に際しまして、議員皆様の御出席を賜りましたことを御礼を申し上げます。

ただいまお許しをいただきましたので、3件の行政報告をさせていただきます。

1件目は、知床らうす国民健康保険診療所の医師着任についてであります。

昨年の第4回定例議会にて御報告しておりました、知床らうす国民健康保険診療所の常勤医師の着任について決定いたしましたので、御報告をさせていただきます。

平成31年4月15日より新しい所長として木島真先生が着任することとなりました。木島先生の専門科は外科であります。これまでは総合診療医として多くの病院で勤務をされております。当町の地域医療の実情を御理解いただき、予防医療にも御協力いただけるとのことでございます。

また、今後の診療体制につきましては、木島先生のほかに、これまでどおり孝仁会グループからの出張医などがサポートしていくとのことあります。

町民の皆様には、大変御不便、御心配をおかけしておりますが、今後とも診療所の運営に対し御協力をいただきますようお願い申し上げます。

2件目は、除雪費の補正についてであります。

昨年12月7日の大雪以降、本年1月下旬まで連続した降雪やたび重なる大雪・暴風雪により、本年1月28日時点におきまして、除雪費の予算執行見込み額が4,776万8,000円となり、予算執行見込み残額が223万2,000円と残り少なく、今後の除雪費に不足が生じることが明らかとなったため、同日5,000万円の増額補正を専決処分させていただき、今議会に除雪業務委託料の専決処分を報告させていただいておりますので、御承認賜りたくよろしくお願い申し上げます。

3件目は、鮮魚取扱高についてであります。

お手元に配付させていただきました日報は、平成31年3月5日付のものであります。

主要魚種で見ますと、ホッケが昨年同期と比べ数量では約2倍で金額では単価が下がっていることもあり、1.5倍にとどまっております。スケソウにつきましては、数量で40%の減、金額では約半減をしております。タラは数量も増加し、金額で約1億円の増となっております。現在行われておりますウニ漁は、出漁回数もさることながら単価も安定しており、数量金額ともに増となっております。全体的には昨年同期と比べて金額で約1億2,000万円の減となっており、漁獲量もそうですが、タラやウニ以外は軒並み単価が下がっておりまして、この原因がどこにあるのかを見極めていく必要もあろうかと思っております。スケソウ漁も終盤に差し迫る中、早くも自主的に終漁をしている船もあると聞いております。

このような状況が毎年のように続く中、思い切った改革が必要であることは明白でありますので、昨年発足した各産業団体で構成されている産業振興プロジェクト会議で議論をいただき、萬屋組合長が会長を務める羅臼町産業振興審議会に諮問し、早急に具体的な取り組みを進めていかなければならないと考えております。

今後、スケソウ漁、ウニ漁、また、春からの漁が大漁で事故のないことを祈念しております。

行政報告は以上でございます。

○議長（村山修一君） これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議長（村山修一君） 日程第5 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

最初に4番宮腰實君。

○4番（宮腰 實君） まず、私は、羅臼町の児童生徒の体力向上に向けての取り組みについてをお伺いいたします。

近年、スマートフォンやゲームなどの普及によりまして、全国的に児童生徒の体力が落ちているということから、全国的な体力測定が行なわれていることと思っておりますけれども、羅臼町の児童生徒の体力はいかかな状態でしょうかということをお伺いいたします。

また、昭和の年代までだったと思っておりますけれども、続けられておりましたスケートリンクも温暖化の影響もありつくれなくなりました。また、毎年子供たちのスキー授業が行われたおりましたスキー場が閉鎖されてほぼ12年ほどかなと記憶しております。

これらにかわる冬の屋外での運動は、どのように我が町では工夫されておりますか。この件をお伺いいたします。

続きまして、国の政策によっていろいろ振り回される羅臼町の北方領土対策についてお

伺いいたします。

以前の議会でも北方領土対策についてのお話をさせていただきまして御質問をさせていただきましたけれども、御存知のとおり現政権ではこれまでの四島一括返還要求を二島プラス共同経済協力活動へと方向転換をいたしました。このことによる羅臼町への影響をどのように捉えておられるかをお伺いいたします。

また、国と国との交渉事ですから、どのように変化するかわかりません。町として想定でき得る範囲での対策を次々と練っておくべきと考えておりますが、町長はいかがお考えでございましょうか。この2点についてお伺いいたします。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 宮腰議員から2件の御質問をいただきました。

最初に、2件目の国の政策と羅臼町における北方領土対策についてを私から、その後1件目の児童生徒体力向上に向けての取り組みに関しては教育長からそれぞれ答弁をさせていただきます。

まず、2件目の国の政策と羅臼町における北方領土対策について、2点の御質問であります。関連がありますのでまとめて答弁をさせていただきます。

昨年11月14日シンガポールで開催されました日露首脳会談におきまして、1956年の日ソ共同宣言を基礎に、平和条約交渉を加速させることで合意され、さらに北方四島における共同経済活動の実現に向けた取り組みや航空機墓参を初めとする元島民の方々の人道的措置につきまして、引き続き協力を進めていくことを働きかけております。

我が国固有の領土である北方領土が不法占拠され、74年もの長い年月が経過し、元島民も既に6割を超える方々が他界されている現実の中、ふるさとに戻れることを心から喜べる人が一人でも多いうちにこの北方領土問題を解決することが望まれるところであります。

しかし、1956年の日ソ共同宣言では、平和条約締結後に歯舞群島と色丹島の二島を引き渡すと明記されておりますが、国後島と択捉島につきましては触れられておりません。これまで、政府は四島の帰属の問題を解決して平和条約を締結すると言われており、元島民の権利を侵害することなく、ロシアに対して毅然たる態度で粘り強く交渉すべきと感じており、全ての島民皆様のお気持ちを思うと大変遺憾であります。

当町への影響につきましては、現状でもトロール船による資源の枯渇や漁具の破損、安全操業における全船臨検など多くの被害を受け、地域経済にも大きな打撃となっている状態が続いておりますが、これらの問題が全く解決されないおそれがあります。

町として想定できる範囲での対策についてであります。北方領土問題は当町だけの問題ではありませんので、これまで同様、1市4町で組織する北方領土隣接地域振興対策根室管内市町連絡協議会や北海道などの関係機関と連携を図り、共同経済活動の推進と北方領土返還に向けた要望活動を強化するとともに、国の外交交渉を後押しするため国民世論を盛り上げ、国民一丸となった返還運動が重要であり、何よりも国会議員が隣接地域を訪

れ、直接目で見て北方領土問題により1市4町の地域経済が疲弊している実状について理解していただけるような取り組みが必要であると感じております。

2件目につきましては、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 続きまして、1件目の児童生徒の体力向上に向けての取り組みに関して2点の御質問であります。

1点目は、全国的な体力測定が行われていると思いますが、羅臼の児童生徒の体力はどのような状態でしょうか、であります。

毎年小学生は5年生、中学生は2年生を対象にして、握力、上体おこし、長座体前屈、反復横跳び、持久走、20メートルシャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ハンドボール投げの9種目の実技を行う全国体力・運動能力、運動習慣等調査が実施されています。

全9種目の調査で、町内の小学生男子は20メートルシャトルランで全国平均に最も近くなるとともに、女子は長座体前屈、反復横跳び、20メートルシャトルラン、立ち幅跳び、ソフトボール投げの5種目で全国を上回っております。小学校では、体育の授業で目標を示す活動を取り入れたことにより、体育の授業が楽しいと回答した割合が高く、体力・運動能力の向上につながったと考えられます。

また、中学生で男子は握力、長座体前屈の2種目で、女子は長座体前屈、20メートルシャトルラン、立ち幅跳びの3種目で全国を上回っております。中学校では、授業の工夫改善を図ることやICTを活用した体の動きを撮影して活用する活動を行っており、体育の授業は楽しいと回答した割合が高くなるとともに、体力・運動能力の向上につながったと考えられます。

さらに、羅臼スポーツクラブらいずが主催して、羅臼町スポーツ推進委員に協力していただきながら町内のスポーツ少年団員と一般成人、高齢者から、希望者約50名程度を対象に毎年体力測定会を実施しておりますが、全体的にみますと体力・運動能力の向上につながっている結果が出ております。

2点目は、スキー、スケート授業にかわる冬の屋外での運動はどのように工夫されているかであります。

各小中学校へ聞き取りしたところ、小学校では裏山やグラウンドを活用したそり遊びや雪合戦、雪遊びを行っており、中学校では特別実施している取り組みはないとのことでありました。また、幼稚園では小学校同様、裏山やグラウンドを活用したそり遊びや雪遊びを行っている状況であります。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 今、教育長からお話いただいた件を先に深めて御質問させていただきます。

基礎体力がそんなに低くはないというお話をいただきました。うれしいことだと思えますけれども、でも、全国的に下がっていると言われていたところで、若干何項目か、そして項目の中で見てみましたら、結局持久力が全国についていけないということですよ。20メートルシャトルランは全国を上回っているのだけれども、50メートルになると上回れない。しかも、持久走はきつとどの辺にあるかちょっとわかりませんが、というのはやっぱりこれほど、昔それこそ課長たちの時代には、羅臼岳登山なんていうような持久力をやっていたのですけれども、今はもうほとんど登山も行われていないようですし、春松の学校が時々英嶺山へ登山を、私一緒に引率したりしておりますけれども、そういうことにも目を向けてほしいなと思います。

それから、冬のスポーツのことですけれども、実は羅臼町、御存知のとおり、ことしは少ないですけれども、根室管内で最も雪の多い場所です。そして、当然積雪期も最も長い。体力向上への冬の運動は欠かせないと言うのだけれども、今の報告、教育長のお話聞きますと、スキー場もスケート場もなくなってから、何の工夫もされていないというのが実状だということですよ。それで、スキー場実際は休止していますけれどもあります。使おうと思ったら幾らでも工夫できると思います。

それからもう一つ、私も気づかずにいたのですけれども、雪山で孫を遊ばせていてはっと気づいたのが、羅臼小学校に遊具がないのです、外に。あれはなぜなのでしょう。私は実は小学校に外部の遊具がないという学校を知りません。もし皆さんがそれを意識的にみてきたのか気づいていなかったのか、その辺も含めてお話を伺いたいと思いますし、ぜひにも遊具を、もうあの学校建てて二十数年になるのですよね。その間、遊具なかったのかと思ったら、私ちょっとびっくりしてしまったものですから、その辺も含めて御答弁お願いいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 1点目の、確かに羅臼町の3年間の調査の結果を見ますと、50メートル走の成績がちょっと悪いという結果出ています。それから、シャトルランについてはその年によって違うのですけれども、いいときもあります。全国を越えるときもあって悪いときもあるという、毎年そのときの入学する子供の、調査する子供によって変わってくる状況であります。ですけれども、持久走については、小学校のほうで毎年校内マラソンなどやって持久力を高めているというのが実態ですけれども、その辺の成績の結果はちょっと委員会のほうには届いていないというのがあります。

それから、あと冬のスポーツなのですけれども、本当にその年によって、学校によっては歩くスキーを体育館のほうから借りたりしてやっている年もあるのですけれども、それが毎年続けているという状態ではないとないということです。

それから、あとスノーシューなどで英嶺山を登ったりしている学校もあります。残念ながらスキー場があったときのように、ある一定の時間を学年に区切ってやらせるということは今のところやっていないという状況です。

あと、最後に遊具の関係なのですけれども、羅臼小学校の遊具は昨年まであったのですけれども、鉄が腐ってしまって、その段階で撤去したという実態があります。だから、現在のところ遊具がなくなっているというのが現状です。春松のほうには御存じのように国道の脇にずっと並んでいるのですけれども、確かに羅臼小学校のほうの遊具は現在不足しているという状況でございます。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 遊具の話ですけれども、以前羅臼小学校にあった遊具というのは、どのくらいか御存じですか。どんなのがあったかは御存じですか。ちょっとそのお話ください。

○議長（村山修一君） 学務課長補佐。

○学務課長補佐（福田一輝君） 以前、羅臼小学校の前庭になりますが、そこにあった遊具については、木製のもので平均的に遊べるような組み合わせた木製の遊具が10メートルぐらいの長さで一つあったということと、それから鉄棒が4カ所程度あったのですが、それも根元が腐っているものを撤去しまして現在3カ所程度残っている状況、それから、木登り的なものが3本あったと思うのですが、それも危険ということで撤去しております。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 先ほど、以前はあったというお話でしたけれども、児童生徒何人おられて、それに対して今の鉄棒、それであったと言える、平均台のようなものが1本以前あったとかという、お話にならないような気がするのですが、どうお考えですか。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 確かに、問題があるかなと思っております。この後再度調査して、全国の状況、全道の状況など調査しながら、その辺を調べたいなと思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） まず、どなたか関係者で教育長も含めて学校に遊具のない小学校というのは記憶があったならば教えてください。

それから、もう一つ強くお話しておきたいのは、私どもの子供のころには本当に木の枝にぶら下げたようなブランコでしたけれども、結局子供の思い出というのは、教室の思い出よりもみんなで一緒に遊んだ遊具で、それこそ外できゃっきゃと騒いでは遊んだ記憶が一番なのです。ということは、実は今の羅臼小学校の子供たちはその楽しみを持たないままに卒業させなければならない。かわいそうなことに6年生はそうなりましようけれども、少なくとも5年生までには間に合わせてあげてほしいと思います。

それと、この町内に遊園地と言えるようなものがございませぬ。これは町長にも聞いていただきたいのですけれども、羅臼町の一角に築山の隣の部分を考えますと、海も島も、

それから羅臼岳も望める場所に遊具を備えて、そして、学校がお休みの日にはみんなが使える遊園地としていかがかというふうにも考えております。

実は小学校に行っている子供たちに聞きましたならば、遊具がないために、好きな子は幼稚園まで休み時間に出かけるんだそうです。そうすると、幼稚園ではお昼寝の時間帯にかかって、子供たちが追い払われるということがよくあるそうです。だから、やっぱりでき得る限り、子供たちにはこの時期しかありません。経済的な状況もいろいろございましょうけれども、一人の子供にはこの時期しか小学生時代はないのです。決してないようにはぜひお願いしたいと思えます。

御答弁をお願いいたします。

○議長（村山修一君） 教育長。

○教育長（山崎 守君） 宮腰議員の意見を聞きまして、今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） よく、今後検討ということは何もしないという言葉だよというふうに聞かれますけれども、町長にも一言これまで聞いていて御答弁いただければと思えます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの宮腰議員の御質問でありますけれども、子供にとって遊具、非常に大事だということは理解をしております。

私の知りうる限り、過去には各町内会館の前であるとか、そういった町内会ごとにそれぞれあったように思われます。僕ら子供のときには当然ながらありました。ただ、それが撤去されていく理由というものが老朽化だけではない部分も含めて、さまざまな状況の中で撤去されてきたという現状もございませぬ。

ですから、そのころとは全く違う形の遊具がもしあるとすれば、例えば、安全性の問題であったり管理上の問題であったり、そういったことをクリアしながら検討を進めていかなければいけないのかなというふうに考えております。

学校側の、例えば羅臼小学校のところの遊具を撤去したことによって、では、それ以降学校側であるとか、そういったところからそういった要望というのが、実は正式には上がってきておりませぬ。ですから、今回そういった要望があるということで検討するという御返答になるのかなというふうに思っておりますけれども、それをあなたたちが聞いていないからでしょうと言われればそれまでかもしれませんが、今、御質問がございましたので、今まで検討していない以上、検討をさせていただきますというお答えになるのかなというふうに思っております。

○議長（村山修一君） 宮腰君。

○4番（宮腰 實君） 早急に、子供たちには時間がございませぬ。小学生のときは小学

生の時期しかございません。本当にいつも学校を見回って、どんな状態だろうというふうに学務課の皆さんも歩いていれば、そうだ、ここに遊具がないということに気づかれていたはずだと思います。

オホーツクの小さな町にカーリングを芽生えさせて、そして根づかせて世界のトップレベルまで育て上げた常呂町だとか、それから日本一寒いと言われる低温のマイナス面を町の特性と捉えて天文台をつくり、天文観測の聖地とまで言われるようになった陸別町などの先見性と決断力を見習いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、北方領土対策のほうに入らせていただきます。

先だって、ロシアに詳しい専門家にお話を聞く機会がございました。このロシアとの、対口の交渉は非常に厳しい交渉ということになるだろうという見解を示されておりました。

しかし、当町といたしましても、先ほど申しましたように国と国との交渉事ですから、歯舞一島のみ、あるいは歯舞と色丹、あるいはそれに加えての平和条約締結があったときの共同経済活動など、いろいろなパターンに対してそのときにこの町がどうなるのかということ、その場面場面を想定しながら、自分たちがどういうふうに対応していくかということ考えていなければならないと思うのです。

私もいろいろと考えてみますけれども、たとえ一島でも返還されたならば、今ここに來ている観光客の相当の部分がとりあえず何年かはそちらに流れると思います。特に、色丹島なんていうところは非常に風光明媚な島としても知られておりますので、そういうことが行われます。それから、経済協力活動で島が乱開発されたならば、あの美しい自然が失われ、しかも当町への漁業への悪影響も考えられます。また、先だつてのときに町長の御答弁の中にありましたように、経済活動の一つとしてホタテだとかウニの養殖というようなお話もございました、国として示されている。そうしたら、あそこで大規模なホタテやウニの養殖が行われたならば、羅臼への経済的な、せつかくホタテの町になりましたのに、打撃は非常に大きなものになると考えられます。

また、二島、一島、あるいは平和条約ということになると、ロシアは実行力、実効支配しているということ、当然今の、この向かいにある国後島と択捉島に関しては、厳しい態度で向かってくることが見え見えです。ロシアがこの国境ラインを厳しく監視するようになったならば、あつれきを防ぐために日本側の保安庁が以前ありましたように、中間線から1マイル離れてくれだとか1マイル半離れてくれだとか、なおさら羅臼の町の海域が狭くなっていくんだなという気がします。

私には、今の安倍政権の外交を見ていて羅臼町へのプラス事項が一つも見えてこないのです。それで、先だつてのときに無害通航の話もさせていただきましたけれども、これも一つの案としてお聞きいただいて町長の御意見をお聞きしたいと思います。

国後や択捉の沿岸の魚を向こうの漁業者にとらせる。そして、羅臼はそれを持ち帰って、一つの案としてこの羅臼町に税関を開設して、そして島々との貿易ができたならばと

考えます。それで、向こうのカレイ類やエビ類、カニ、天然の磯もの、それらを持ち帰れたならば、古きよき時代の羅臼前浜を再現できると思います。羅臼の漁船は輸送船となって、そして途中で網外しも必要なら網外ししたりしながら、漁獲物を日本で販売できる形に選別したり下氷したり、発砲に入れたりして持ち帰ります。それで、ここでせりができると。

また、御存知のとおり国後や択捉の生鮮食料品は全てサハリンから、全てとは申しませんが、ほとんどのものがサハリンから供給されています。ここから、この税関開設できることによって支所でも何でもいいです。開設できることによって、ここから根室管内の豊富な産物を島々にもたらすことができます。きっとエゾシカなんぞの枝肉持っていったら、向こうよだれたらすと思います。また、全船臨検があったりといろいろな話がありました、これまでに。大変つらい。

先だつての質問の折に、町長は、さらに北方四島の玄関口交流拠点である隣接地域1市4町が中心的な役割を担っていくことが大切であり、隣接地域の産業や経済活動が活性化されるよう進めていく必要があると答弁されております。

これでいきますと、根室管内の豊富な産物を島々に届けることができる。また、島のスーパーもごさいますけれども、商品のほとんどは韓国製です。日本の商品が並ぶようになったならば、大歓迎されることでしょう。

それで大きなことが、羅臼の漁船の何割かがこういう仕事につけると、この仕事に従事するようになったならば、これまでに必要だ必要だとみんな言いながらもなし得なかった羅臼前浜の休漁ができるようになります。漁業資源の回復が期待されます。ただ、遅くなつてはだめだと、税関の開設には信じられないほどの長い時間を要したということの実例も対馬のほうのお話でしたか、聞いております。早期の取り組みや規制の緩和を求めることも必要と思います。町長の御答弁を求めます。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいま宮腰議員から、北方領土関連につきましての御質問をいただきました。

この北方領土の問題に関しては、まず第一に、先ほども述べましたけれども、元島民の人たちの気持ちに寄り添った形の中で交渉事も含めて、羅臼町の立場も考えていかなければいけないというのは大前提にあると思っております。

ですから、この二島プラスアルファという中で進んでいったときのそのプラスアルファはどういったものなのかというものについては、実は国から直接知らされるものもなく、いま現在に至っているわけで、それに対しての情報提供というのは、逐一、これは国に対して求めていることではありますが、交渉事ですということの中で、なかなか情報が入ってこない。ではそのプラスアルファが羅臼町にとって、また、この地域にとってどういう影響をもたらすのか、効果があるのかということについても、実は交渉事の中に隠されているということでもありますから、そのことについて私がこうすべきだというようなことは言

えないといえますか、内容がわからないので、それに対する批判も肯定もできないというような状況でございます。

そういった中で、では、明らかにされている共同経済活動の5項目、この中で羅臼町はどうかのだというふうに聞かれますと、今までもそうではありますが、この経済活動の5項目が初めて出たときに、真っ先に反対をさせていただいたのは発電です。これについては、風力発電は羅臼町としては認められないということをはっきり申し上げさせていただきました。

それから、観光であります。上陸する観光というのは、先ほども宮腰議員おっしゃったとおり、そこに上陸することができるのであれば、この地域が今までやってきた啓発も含めた北方領土を目で見る運動というところについては、必要がなくなっていくということは、この地域を訪れる方々もその必要がなくなる。直接乗り入れていくと。これが、例えば旅行会社を通じて本州の方がレジャーとして、観光として島に乗り入れることが本当にこの地域のためになるのかということについても、問題提起をさせていただいていることでもありますけれども、この問題についても、どこまで声が届いているのかということになると、私もいささか不安な部分はあります。

それと、この共同経済活動の目的というものが本当に交渉事の中でどう効果があるのかということも含めて考えると、不安な部分というのは隠し得ないかなというふうに思っております。

まず、一番考えなければいけないこと、これは、この町に住んでいる元島民の方が気兼ねなく自由訪問ができ、自由に墓参りができて、そういったことをまず先に実現すべきではないかというふうに考えております。ですから、帰属の問題も含めて、この二島ではなく四島という立場というのは僕は最初から変わっておりませんが、国が進めたこの交渉事については注視をしていくという立場をとらせていただいております。

また、さまざまな養殖の問題については、この地域の8単協によっていろいろ組合のそういったところで協議をさせていただいて、これは最初からさせていただいておりますが、魚種で、実はホタテについては8単協の中でそれはできないと、進めてはいけないという話になっております。ですから、これについても国はどう考えているのですかということについては、質問して聞いていかなければいけないのですけれども、実際に根室市にある、これから建設されるやつはウニという形の中で進んでおります。ただ、二島プラスアルファという意味でいいますと、二島、歯舞、色丹が返ってくる。これにとって羅臼の経済がどうかと、どう変わるんだということについては、いささか私もそれでは羅臼の経済は変わらないというふうに思っていますし、一部のところの経済としては有効な部分が出るのかもしれないけれども、羅臼町にとっては余り恩恵のないことなのかなというふうに思っていますので、宮腰議員おっしゃるとおり、いろいろな方策を考えていかなければいけないということについては、実は表に出ない部分でありますけれども、いろいろな形で北海道であるとか国に対して、いろいろな提言をさせていただいております。

今までは、国がやることに対して、それをいいか悪いかということを経済に聞いてきたのですけれども、これからは地域が地域のために何をすべきか、交渉事で何をできるようにしていただきたいかというのを国に訴えていくような時期が、もうすぐそこに、というか、もう既にやってきているのかなというふうに感じているところであります。

それから、税関の話、これについては、実はこの北方領土問題とはかかわらず、過去に羅臼の前浜の資源が枯渇をする危険があるのだよということに対して、羅臼の中で以前にはそういった御意見があった件でございます。

この件についても、一つの羅臼町の経済を救う、また、北方領土の絡みという中で検討についてはいろいろさせていただいていて調査もさせていただいておりますが、今のところまだ一つの方策として、今後もそれらのことについては進めていかなければいけないのかなというふうに思っておりますし、この税関に関していいますと、羅臼町だけのことでやるべきではないと私は思っておりますので、これは税関を持っている根室市以外の3町も含めて、また、空港を持っている中標津も含めて、地域としてその手に入れる資源をどうこの地域で生かしていくのかというのは、大前提として今後協議をしていかなければいけませんけれども、先ほど言ったように、非常に難しい、持っていき方によっては非常に危険、すぐだめになってしまうような話でもありますから、慎重に早急にということを進めていく。税関だけの問題ではありませんけれども、この地域の経済問題というのはそういったところをはらんでおりますので、そういったことも御理解をいただきながら、羅臼町、手をこまねいてただ国の言いなりで待っているだけかということ、決してそうではありません。担当も含めていろいろなアイデアを手出ししながら、一つ言いますといろいろなアイデアあります。例えば、泳いで渡るためのイベントでも開催したらどうなのかとか、そういう話まで、本当にくだらない話かもしれませんが、婚活しようという話まで、実はいろいろなところとしている状況でありますので、今後も議員を含めていろいろな経済に対するアイデアですとか、取り組みについて議論させていただければなというふうに感じております。

○議長（村山修一君） 官腰君。

○4番（宮腰 實君） ありがとうございます。

元島民の皆様のことを思うと、本当に私も北方四島の即時返還というのを願ってやまないところでもありますけれども、お話しましたように、いろいろな形のパターンに合わせて、いつでも間に合うように身構えだけしておかなければ、ああ、こうなってしまったけれどもどうしようということでは間に合わないと思いますので、どうぞよろしく願いたいと思います。

島々に1万6,000人の人が住んでおります。もう既に74年経過しておりますから、そして、得撫島には今レアメタルか何かのあれやっているという情報がありまして、そこに数千人の働く人間たちが来ているらしいという、確たる情報ではございませんけれども、ですから、そういうことへの公益も含めると、それなりの2万人近い人間の町が突

然あられるということを考えると、経済的なことにもなると思います。

これからも町長を初め、町職員の皆様のさらなる御活躍をお祈りいたしております。
ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、宮腰實君の質問を終わります。

次に、6番坂本志郎君。

○6番（坂本志郎君） 通告に基づき、一般質問をいたします。

質問テーマは2件、初めに、新年度予算案に関して3点お伺いします。

予算案の審議は、来週の月曜を含めて2回にわたり予算審査特別委員会で行われますので、私の質問はこの3点についての町の基本的な考え方をお伺いするものです。

この間、各自治体の新年度予算案はほぼ出そろっていますが、根室管内1市4町の予算案の歳入を見ると、町税、地方交付税ともに前年当初費で減額となっているのは羅臼町のみです。私は、羅臼町の近未来を考える上で、この自主財源の減少を深刻に捉えているものですが、自主財源の減少のその背景と今後の考え方、対策をお答えください。

次に、歳入繰入金ですが、予算案では2億7,190万円を基金から繰り入れをしていますが、この繰り入れの主たる歳出項目、理由は何かをお答えください。

次に、新年度予算案は、一般会計総額で9.4%減、特別会計公営企業会計を加えた全会計で前年比7.2%減となっております。中学校問題もありますが、中学校の建設が終了した次年度以降、予算はどのように変化していくと考えているかお答えください。

次に、総務省の有識者研究会が提言した圏域に関して昨年11月からことし1月にかけて、全国1,788自治体を対象に実施された新たな広域連携、圏域についての共同通信のアンケートについてお伺いします。

この調査は、この圏域交渉に対して反対、どちらかといえば反対、賛成、どちらかといえば賛成、その他で実施されましたが、羅臼町の圏域構想の考え方をお答えください。

再質問を留保し、1回目の質問を終わります。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） 坂本議員から2件の御質問をいただきました。

1件目は、2019年度予算案に関する3点の御質問であります。

1点目は、自主財源の町税が減少しているが、その背景と今後の考え方についてであります。

平成31年度予算案におけます一般会計の予算総額43億2,700万円に対し、自主財源額は12億1,300万円、予算総額の27.9%を占め、そのうち町税につきましては6億300万円、14%の状況となっております。町税における現状を見ますと、5年前の平成25年度が6億9,000万円に対し平成30年度見込みでは6億800万円、約8,200万円の減収見込みとなっております。

その背景には、依然として低迷が続く漁獲量の不振が大きく影響し、増収が見込めない厳しい状況であると認識しているところであります。自主財源である町税につきまして

は、引き続き納税意識の高揚に努め、公平・公正の観点から、納期内自主納税の啓発を強化し税収確保に努めるとともに、今後における大きな課題として、1年を通じて安定した雇用が確保されるため漁業形態の改革を図る必要があります、新たな産業の創出も含め、羅臼漁業共同組合を初めとした産業団体の自主的な思い切った取り組みに期待しているところでもあります。

2点目は、各基金からの繰入金2億7,190万円を予算化しているが、繰り入れの主たる歳出項目は何かであります。

各基金からの繰入金につきまして、一つ目の財政調整基金5,652万円につきましては財源調整として、二つ目の減債基金531万円につきましては、過疎対策事業債ソフト事業分における平成31年度償還分として、また、三つ目の文教施設整備基金2,138万円につきましては旧教員住宅解体事業のほか、郷土資料館屋上防水事業及び各文教施設の修繕費として、四つ目の公共施設整備基金1億5,052万円につきましては、町営住宅建てかえに係る町営住宅等長寿命化事業のほか、橋梁長寿命化事業及び各公共施設に係る修繕費として、五つ目の知床・羅臼まちづくり基金3,753万円につきましては、ウニ種苗移植事業やヒトゲ駆除などの産業振興事業に対し841万円、不妊治療や妊婦健診費助成事業などの地域医療、福祉事業に対し1,028万円、合併処理浄化槽普及事業などの自然環境に配慮した生活環境事業に対し1,113万円、放課後児童クラブ事業の豊かな心身を育むための人材育成事業に対し771万円、六つ目の地域福祉基金64万円につきましては福祉、介護職の人材確保事業として、それぞれ基金の目的に沿った繰り入れを行っております。

3点目は、一般会計総額で前年比9.4%減、特別会計公営企業会計を加えた全会計で前年比7.2%減となっているが、次年度以降、予算はどのように変化すると考えているのかであります。

今年度の予算につきましては、改選期に伴う骨格予算編成に加え、知床未来中学校建設事業の完了や漁業不振による町民税の減収、さらには、地方交付税の減額などが見込まれることが影響しての予算計上であります。このような極めて厳しい財政見通しではありますが、次年度以降の予算につきましては、喫緊の重要施策と位置づけております、町営住宅の建てかえや公共施設等の老朽化対策など直面する重要課題を確実に進めていく上で多額の予算を要することから、予算規模は増加するものと考えております。

2件目は、圏域についての御質問であります。

昨年行われましたアンケートの回答につきましては、どちらかといえば賛成とし、理由を圏域での新たなブランド構築など観光や産業面で期待できるからを選択しております。

昨年7月に総務省の有識者会議で報告された圏域につきましては、具体的な制度内容はまだ示されておりませんが、今後、人口減少は指定都市や中核市にも例外なく訪れ、高度医療や教育、交通機能、商業施設など、都市の集積を基盤として圏域全体の生活や産業を支えてきた都市機能が維持できなくなるおそれがあることから、この後、新たな圏域につ

きましての方針や制度の詳細が示されるものと思われます。

これまでの圏域、つまり連携中核都市圏について述べさせていただきますと、これまでの連携中核都市圏につきましては、地方公共団体が柔軟に連携し、地域の実情に応じた行政サービスを提供するものであり、市町村合併を推進するものではないと認識しております。人口減少、少子高齢化社会が進む中で、全ての行政機能を連携、統合するのではなく、地域の実情に応じて自由に連携する内容を協議し、必要な行政機能やサービスだけを連携する連携中核都市圏や広域連携などは地域経済を活性化させ、持続可能な行政運営を進める選択肢の一つとして必要であると考えております。

既に、観光面におきましては、一つの町だけで観光客を誘致するには限界があり、近隣市町村と連携を図り、それぞれの地域の魅力を高め、地域を周遊し滞在していただけるよう広域観光での取り組みを進めておりますが、し尿やごみ処理等につきましても広域連携で運営しているところであります。

今後示されるであろう圏域のあり方や制度の詳細に注視しながら対応していく必要があると感じております。

以上でございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 再質問いたします。

新年度予算について3点お答えありました。それぞれのお答えについて特に反論はありませんが、一般的に言われているように、人口減少、少子高齢化、当町でいうと基幹産業の不振等により自主財源、町税の減少が現実となる中で、歳出項目の固定化、硬直化によって投資的経費を拡大することが困難な状況では、町の発展はもとより現状維持さえ難しくなってくるというふうに思います。新たな事業を考えたときに、当然予算は膨らむと思うのですが、歳出が固定化されていると、これはなかなか投資的経費に回らないということははっきりしているわけです。特に羅臼町の予算規模は、北根室4町で見ますと中標津で約145億円、別海町で約200億円、標津町で68億円、羅臼町は中学校の建設が終わったことでもあります43億2,000万円、この43億2,000万円というのは北根室4町の中で一番低いわけですが、ちなみに人口は羅臼町の半分の2,500人の鶴居村とはほぼ同規模です。要するに、非常に予算そのものが少なく、いろいろ事業を含めてやっていく上では大変な状態にあるということ認識しなければなりません。

この間、ふるさと納税の努力の結果、一定の効果も出てきますが、人口減少に合わせて歳入の規模は残念ながら縮小、減少していく流れではないかなというふうに思います。この収入が縮小した場合、収支を合わせるには支出を減ずるしかないわけですが、支出項目がまさに固定費で固まっていると私は認識していますが、近未来の当町のプライマリーバランスといいますか、この収支の整合性、これをどうしていくべきと考えているのか、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） ただいまの坂本議員の御質問であります。

おっしゃるとおりでございます。当然ながら収入、それから歳入歳出という中で、歳入がないのに歳出だけがどんどん膨らんでいくというわけにはいかない。これは当然なことであろうと思います。では、歳入をふやすために先行的な投資をどんどんしていくべきなのかどうか。これは人口減少を抱えている中で、非常に慎重に行なわなければいけないことになろうかというふうに思います。先ほど中標津である、標津である、また他管内の鶴居村であるというところとお比べになりましたけれども、これは羅臼町の収入源である大きな交付税の部分の違いということも、これは過去にも坂本議員とはもう数々の議論を交わしてきている話でございます。今ある状況の中でどういった工夫ができるのかというのは、これは今後にかけても逐一やっていかなければいけない問題であります。

先ほど言ったように、羅臼町がまだ魚がたくさんとれていたころ、それ以前につくってきた公共施設については今後もどんどん老朽化が進んでいき、それを長寿命化という中で維持をしていかなければいけないと、この修繕費たるものや、本当に大変な状況であるということも御理解をいただかなければいけない。ただ、そういった中でも、町民サービスをおろそかにするということは、これは全くできないわけでありまして、その辺のことをしっかり吟味をしながら、考えながら、また、町民に御理解をいただきながら、今後も進めていくべきであろうというふうに考えているところでございます。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） まさに支出の歳出の内訳を見ると、固定費といいますか、今言った長寿命化に係るコスト、あるいは人件費、職員費といった職員にかかるコスト、あるいは多少語弊があるかもしれませんが、各団体への補助金、助成金、こういうもので相当コンクリートになっている。そういう意味では、この後は圏域のところでもお話ししますが2040年問題というのが出てきますけれども、20年後です。それでこの段階になったらこの町の人口推計はどのくらいになっているかわかりませんが、今よりは相当な割合で減っていることは間違いない。そこまで待ってられないのです。当然のごとく、人口が減少したら単純ではありませんが予算規模は縮小するのです。当然支出も減らさなければいけない。それは20年後に一遍に減らそうといったってそれは無理です。だから5年後どうするのか、10年後どうするのか、今からやっぱり検討をぜひ進めていただきたいというふうに思います。

それから、もう1点予算関連でお伺いします。

私は個人的には消費税10%反対の立場ですが、賛成の方も反対の方もいらっしゃるかもしれませんが、10月から消費税が増税になります。これに伴って、例えば羅臼町、上下水道の料金であるとか水道料金だとか、あるいは公共料金の使用料、値上がりせざるを得ないのではないかなと思うのですが、この辺の考え方を示してください。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 消費税の関係でございますけれども、これは予算編成のとき

からそれぞれ課長を通しながら、国の施策として実施されるわけでありますから、当然に転換をしていくというのが基本姿勢ということは町長からも指示はありますけれども、その中であって、今、議員がおっしゃるとおり当然町民に負担のかかかっていくことであるし、一方でその前段お話あったとおり、この歳入の少ないとき、歳出固定化されたときに、これはさらにまた住民に負担を強いていくという、こういう矛盾ともいかないでありますけれども、そういうことを考えるとすれば、今後改めて、例えば水道料金、これだけ日本一ではないですけれども、高いと言われて報道もされている現状を見たときに、本当に適正な単価がどうなのだと、しかしながら、老朽化してくる浄水場でありますから、この辺のことも含めて水道会計だけでは間に合わないというようなこともありますので、一般会計がどこまでその任を負えていけるかとか、さまざまところを具体的に検討しておりますので、今後また議会に対しても御相談を申し上げながら的確な判断をしてみたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 要するに、ここの骨格予算にはこのこと反映されていない。その段階になったら議会も含めて検討すると、こういう受けとめ方でよろしいですか。わかりました。

そうしたら次に、この人口減少が進む地域のここの住民サービスを維持するために、新たな広域連携として複数の市町村でつくる圏域構想についてお答えありました。

以前、私は福祉施設の関係で、単町でなかなかやるのが難しい問題については、ほかの自治体と共同してやる必要があるのではないかというお話はしましたが、これもある意味圏域の考え方であります。

要するに、総務省の圏域の考え方というのは、一自治体ではなくて広域で連携を強化して行政の効率化をすべきという交渉なわけですが、実は2025年問題、これもお話ししましたが、2025年問題というのは団塊の世代、仲間にも団塊の世代が何人かいますが、これらが75歳になるのを2025年問題というふうに言っています。この圏域構想は自治体戦略2040年構想ということで、また新たに出てきたのですが、2040年構想として総務省が研究会をつくって今現在進めております。先ほど町長からお話ありましたけれども、まだ詳細具体化はしておりませんで、これから進んできつと出てくるのだろうというふうに思います。

この2040年問題というのはどういうことなのかということでは、日本の国の高齢者人口がピークを迎えるのを2040年とこういうふうに位置づけているわけです。この時期は団塊ジュニア、これは我々の団塊世代の子供が65歳以上になるという、こういうことで、時代の流れは早いものだなとつくづく思いますが、この2040年問題研究会、この圏域の研究会は、各自治体は経営資源の制約により従来の方法や水準で公共サービスを維持することが困難となり、生活支援機能を担ってきた地縁組織は高齢化と人

口流出により機能が低下する。また、人口減少による市場の縮小により、民間事業者の撤退やサービスの縮小が生じる。また、ひとり暮らしの高齢世帯や共働きの核家族の増加により、家族の扶助機能が低下する。よって、自治体は公共私機能の低下に対応し、新しい公共私相互間の協力関係の構築により暮らしを支えていくための対策を講じる必要があると、これが研究会の目的です。

送付事項を読むと、なるほどなというふうに感じる場所があります。その上で、あらゆる行政サービスを単独の市町村が個々に提供する発想、横文字でいうとフルセットという言い方します。小さかろうと大きかろうと病院があって学校があって、何があって福祉施設があって、あっちなってこっちなってというやつです。これはもうほとんど無理であるという。もうそういう認識のもとにこの研究会ができています。

その意味では、このフルセットの発想から転換をして、地方自治体間の連携を柔軟かつ積極的に進めていくため、地方自治体間の条約ともいえるべき連携協約の制度、これはなかなか自治体同士で連携するとか何とかというのは一遍に進められないような仕組みになっていたのですが、実は平成26年度に地方自治法が改正されて、政策面での基本方針や役割分担を自治体間で連携協約で定めるということが可能になりました。お伺いしますが、この連携協約の近隣町の受けとめ方、町長、町村会この間やっつけらっしゃる、及び羅臼町の連携協約の考え方があればお答えください。

○議長（村山修一君） 町長。

○町長（湊屋 稔君） この圏域、または連携ということで、現在までも実は4町の中ではさまざまな連携事業といいますか、連携をされています。

例えば、広域で行われている消防の事務組合であったり、そういった事務事業も含めて一緒にやっていくところは4町そろってやっているごみの処理であったり、議会のほうにも御相談をさせていただいている一般廃棄物の最終処分場であったり、これは標津町と羅臼町はある意味連携をしてお互いにやっているというようなことであります。災害時の連携なんかも実は話されております標津町との災害時の対応、これについては海の対応ですけども、そういったことも現在話されている状況であります。

そういったさまざまな項目によって、いろいろ連携したほうが効果的であったり効率的であったり、住民のためになる、そういったものについては、今後もどんどん進めていくべきものだろうというふうに思っております。

ただ、これを一つの方向性として国が出したときに、その地域の実情に合っているかどうか、ここも隣町まで約60キロ近い距離がある。例えば、この間出た水道の問題、水道も民間でどうだという話も、では、それも連携したらどうなんだといっても、これだけの距離があれば到底できるような話ではないわけでありまして、そういったことも含めて地域の実情に合った形、また、地域にとって連携したほうがいいものについて、しっかり精査をしながら今後見極めてやっていければなというふうに考えております。

○議長（村山修一君） 坂本君。

○6番（坂本志郎君） 先ほどのお答えで、アンケートの回答についてはどちらかといえば賛成だと、それから、新聞報道なんかによると、この自治体間の連携については第2の自治体合併を推進するものだという批判もある。町長はそうではないという見解を示されていますが、私は国主導で今進められている圏域構想について、各自治体とやっぱり十二分な対話が必要ではないかなというふうに思っています。なぜかという、アンケートはぼんと出てきたのだけれども、まだ具体的に各自治体で煮詰めていないのです、この構想そのものが。だから、これはもうぜひやるべきだと。そして慎重に検討すべきと思います。

ただ一方で、先ほども申し上げましたが、個々の市町村がフルセット審議、すなわち全てを自賄いにはできません。2040年は20年後、あつという間です。直ちに検討に入るべきです。特に私が連携する必要があるのかなというのは、福祉の関係の施設ですとか福祉インフラといいますか、こういうところは今話し合ったらって来年できるものではないから、やっぱりどこか町内に研究会をつくって今からじわじわ議論をしていったらいいのではないかなというふうに思います。

このことを申し上げて、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（村山修一君） 以上で、坂本志郎君の一般質問を終わります。

これで、全ての一質問は終わりました。

**◎日程第 6 議案第 15号 根室町村等公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについて**

○議長（村山修一君） 日程第6 議案第15号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の最終ページ、64ページをお開き願います。

議案第15号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

根室町村等公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

これまで公平委員を務めていただきました渡辺好之委員が平成31年3月31日をもって任期満了となるため、新たに候補者を定めたものであります。

氏名につきましては、大形幸男氏。

住所につきましては、標津郡中標津町東5条南8丁目1番地の6。

生年月日は、昭和26年10月12日生まれでございます。

任期につきましては、平成31年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

す。

大形幸男氏につきましては、中標津町役場に勤務し数々の役職を歴任され、平成24年に退職後は社会福祉法人勤務し、現在に至っております。経験、識見とも適任でありますので、議会皆様の満堂の賛同を賜りたくお願いを申し上げます。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） これで質疑を終わります。

これから、議案第15号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第6 議案第15号根室町村等公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定しました。

◎日程第7 報告第1号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第7 報告第1号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（湊屋 稔君） 議案書の1ページをお開き願います。

報告第1号専決処分した事件の承認について、また、この後予定をしております報告第2号、議案第1号から議案第12号及び議案第14号につきましては、副町長及び各担当課長から内容について説明をさせますので、御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（村山修一君） 副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の1ページをお願いいたします。

報告第1号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、報告し承認を求める。

2ページでございます。

専決処分書。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日につきましては平成31年1月28日でございます。

平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億9,992万3,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

4ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

この補正につきましては、先ほど町長から行政報告がありました除雪費の専決処分でございます。

18款1項繰越金5,000万円を追加し、5,000万1,000円。

歳入合計は47億4,992万3,000円に対しまして5,000万円をプラスし、47億9,992万3,000円となるものでございます。

なお、繰越金におきましては、歳出の財源を繰越金に求めたものでございます。

歳出でございます。

7款土木費5,000万円を追加し、1億6,749万8,000円。

2項道路橋りょう費5,000万円を追加し、1億6,633万5,000円。

行政報告にありましており、昨年末から本年1月まで連日の降雪が続いたことにより除雪費に不足を生じ、1月28日専決させていただいたところでございまして、合わせて1億円の除雪経費となったものでございます。

なお、2月末で歳出は7,940万円の支出となっております。

歳出合計5,000万円を追加し、47億9,992万3,000円となるものでございます。

なお、事項別明細書を別冊で配付をさせていただいておりますので、御参照願います。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第1号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第7 報告第1号専決処分した事件の承認については、承認すること

に決定しました。

◎日程第8 報告第 2号 専決処分した事件の承認について

○議長（村山修一君） 日程第8 報告第2号専決処分した事件の承認についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（対馬憲仁君） 議案書の6ページをお願いいたします。

報告第2号専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

7ページをお願いいたします。

専決処分書。

北海道市町村総合事務組規約の制定及び廃止について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

専決処分年月日は平成31年2月1日であります。

8ページをお願いします。

北海道市町村総合事務組規約の制定並びに廃止について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組規約を定め、北海道市町村総合事務組規約を廃止する

9ページをお願いします。

北海道市町村総合事務組規約。

規約の制定及び廃止の理由であります。北海道市町村総合事務組合におきましては、石狩東部広域水道事業団、石狩西部広域水道事業団及び北海道市町村退職手当組合を構成団体とすることができないため、当該団体の非常勤職員に対する公務災害補償等の事務処理をする事務の委託ができるように定める新たな規約を制定し、現行規約を廃止する必要のあることから、規約の制定及び廃止を行うものであります。

なお、この規約の制定並びに廃止につきましては、昨年12月に北海道を通じ総務省より今回の指摘があり、早急な対応が求められているものであり、平成31年2月18日までに全ての構成団体からの議決書の提出を受けて、翌19日開催の当該組合議会定例会において関係条例の議決を行うなど適正化を図るために必要なものであります。議決書の提出期限までに議会を開催をすることができないことから、このたびやむを得ず専決処分としたものであります。

新たに制定する北海道市町村総合事務組規約につきましては、9ページ、第1章総則第1条組合の名称から、10ページ、第5章雑則第15条管理者への委任までで構成され

ており、当該組合で担う事務処理に関して必要な事項が定められています。

11 ページ、附則の第1項で、この規約は地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の認可のあった日から施行するものであります。

第2項は、北海道市町村総合事務組合規約は廃止すると定めるものであります。

別表第1につきましては、組合を組織する地方公共団体を定めるものであります。

13 ページ、別表第2につきましては、共同処理する事務及び共同を処理する団体を定めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、報告第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

報告第2号専決処分した事件は、承認することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第8 報告第2号専決処分した事件の承認については、承認することに決定しました。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩します。午後1時再開します。

午前 11時53分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

午前中に引き続き、会議を開きます。

◎日程第 9 議案第 1号 平成30年度目梨郡羅臼町一般会計
補正予算

○議長（村山修一君） 日程第9 議案第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（鈴木日出男君） 議案の18ページをお願いいたします。

議案第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ504万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億496万6,000円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第2条は、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第3条は、地方債の補正でございます。

地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

19ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

13款国庫支出金、342万5,000円を追加し2億4,296万9,000円。

1項国庫負担金、342万5,000円を追加し1億3,336万3,000円。内容につきましては、障がい者介護事業費あるいは児童手当負担金の確定に伴う増額でございます。

14款道支出金、170万5,000円を減額し1億5,255万1,000円。

1項道負担金、278万5,000円を追加し8,286万3,000円。この負担金につきましても国庫負担金と同様、障がい者介護事業費あるいは児童手当の負担金の確定に伴う道の負担分でございます。

2項道補助金、490万円を減額し5,582万円。補助金につきましては、事業費の確定に伴う増額あるいは減額を調整した結果でございます。ウニの種苗センターあるいは温水プール等でございます。

3項道委託金、41万円を追加し1,386万8,000円。知事、道議選挙に係る執行費の増でございます。

17款繰入金1項基金繰入金、180万円を減額し2億8,022万2,000円。これにつきましては、事業費の確定に伴うそれぞれ減額を行ったものでございます。

18款1項繰越金、1,032万3,000円を追加し6,032万4,000円。財源調整でございます。

20款1項町債、520万円を減額し5億1,900万円。温水プールの改修に係る過疎対策事業債を予定してございますけれども、認められなかったための減額でございます。

補正額504万3,000円を追加し48億496万6,000円の歳入となるものでございます。

続きまして、歳出でございます。

2款総務費、75万円を追加し13億6,932万4,000円。

1項総務管理費、34万円を追加し13億2,918万9,000円。このことにつきま

しては、釧路羅臼線のバス運行に係る沿線市町村分の案分決定になったものでございます。

4項選挙費、41万円を追加し475万円。これにつきましては、北海道知事、道議選挙に係る執行経費の増でございます。

3款民生費、204万3,000円を追加し4億8,076万9,000円。

1項社会福祉費、351万7,000円を追加し3億9,779万7,000円。主なものとして、地域支援支え合いの新職員の確保を予定しておりましたけれども、採用にならなかったための398万6,000円の減額、あるいは障がい者の自立支援給付費の906万7,000円の増等の調整によるものでございます。

2項児童福祉費、147万4,000円を減額し8,286万1,000円。児童手当の支給の確定に伴うものでございます。

4款衛生費、744万6,000円を追加し6億6,131万8,000円。

1項保健衛生費、1,107万円を追加し2億7,627万5,000円。主なものとしたしましては、特別会計診療所に繰り出すものでございます。

3項清掃費、362万4,000円を減額し3億7,833万5,000円。一般廃棄物最終処分場の調査費の確定に伴う減でございます。

5款農林水産業費、105万円を減額し7,971万7,000円。

3項水産業費、105万円を減額し5,014万7,000円。内容につきましては、水難救済会の羅臼救難所の助成金の減額、あるいはウニ種苗移植事業費の確定に伴う減額でございます。

8款教育費、121万2,000円を減額し7億7,043万7,000円。

2項小学校費、173万2,000円を追加し4,184万3,000円。燃料費あるいは光熱水費等に不足を生じたため、追加をお願いするものでございます。

3項中学校費、44万3,000円を追加し4億8,898万3,000円。光熱水費等に不足を生じるための追加補正でございます。

4項幼稚園費、36万3,000円を追加し1,404万4,000円。これにつきましては、春松あるいは羅臼の幼稚園の修繕料でございます。

5項社会教育費、129万4,000円を減額し4,418万5,000円。これにつきましては、当初文化財調査費の賃金をみておりましたけれども、必要がなくなったということの不執行による減額でございます。

6項保健体育費、245万6,000円を減額し1億3,113万4,000円。温水プールあるいは給食センターの燃料費の増等の調整の結果によるものでございます。

10款1項職員費、293万4,000円を減額し7億5,832万3,000円。決算見込みによる減額でございます。

歳出合計504万3,000円を追加し48億496万6,000円となるものでございます。

21ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正でございます。追加でございます。

町民体育館管理運営に係る指定管理者に対する委託費、今後31年度から33年度の3年間委託を要する限度額6,487万5,000円について追加するものでございまして、債務負担行為の必要となるものでございます。

第3表、地方債補正でございます。変更であります。

起債の目的につきましては、温水プール改修事業債、過疎対策事業債でございます。

歳入の折に説明いたしましたとおり、当初520万円の地方債を見込んでおりけれども、採択にならなかったための減額でございます。

なお、事項別明細書を別冊で配付をさせていただいておりますので、後ほど御参照願います。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第1号を採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第9 議案第1号平成30年度目梨郡羅臼町一般会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

**◎日程第10 議案第2号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康
保険事業特別会計補正予算**

○議長（村山修一君） 日程第10 議案第2号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の23ページをお願いします。

議案第2号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,398万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億4,289万4,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出補正予算」によるものでございます。

24ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出補正予算。

歳入でございます。

4款道支出金から1,362万8,000円を減額し6億7,347万3,000円。

1項道補助金から1,362万8,000円を減額し6億7,347万2,000円。医療給付システム補修に対する道からの補助金の増額並びに診療所の運営に対しての特別調整交付金は当初の見込みより下回ったことによる減額でございます。

続きまして、6款繰入金に2,761万4,000円を追加し8,471万4,000円。

1項基金繰入金に2,761万4,000円を追加し2,785万7,000円。平成29年度療養給付費及び特定健診、特定保健指導、高額医療費共同事業の各負担金の確定による返還金が生じたため、財政調整基金から繰り入れるものでございます。

歳入合計1,398万6,000円を追加し11億4,289万4,000円となるものでございます。

25ページをお願いします。

歳出でございます。

1款総務費に10万円を追加し3,299万7,000円。

1項総務管理費に10万円を追加し2,889万7,000円。医療システムの改修が必要となったことから、共同電算処理委託料に10万円を追加するものでございます。

8款諸支出金に1,388万6,000円を追加し8,456万5,000円。

1項償還金及び還付加算金に2,761万4,000円を追加し2,871万1,000円。平成29年度の各負担金の確定による返還金が生じたため、償還金利子及び割引料に追加するものでございます。

2項繰出金から1,372万8,000円を減額し5,585万3,000円。診療所の運営に対して認められた調整交付金が、当初の見込みより下回ったことによる減額補正でございます。

歳出合計、1,398万6,000円を追加し11億4,289万4,000円となるものでございます。

なお、この補正予算につきましては、去る3月1日開催の平成31年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案のとおり答申をいただいておりますことを御報告させていただきます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料27ページから34ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第2号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第10 議案第2号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第3号 平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第11 議案第3号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の26ページをお願いいたします。

議案第3号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算であります。

平成30年度目梨郡羅臼町の介護保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億8,195万9,000円とするものであります。

第2項で、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

27ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入です。

1款1項介護保険料、138万円を追加し9,198万3,000円。介護給付事業の600万円の増額に伴うルール分として追加するものでありまして、事業費の23%となっています。

3款国庫支出金、213万3,000円を追加し1億985万8,000円。

1項国庫負担金、120万円を追加し7,801万1,000円。介護給付事業の増額に

伴うルール分として追加するもので、事業費の20%でございます。

2項国庫補助金、93万3,000円を追加し3,184万7,000円。この内訳につきましては2件でございます。介護給付事業の増額に伴うルール分として5%に当たる30万円の増額。また、平成30年の4月から新しい交付金制度が始まりまして、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防などの取り組みを市町村が独自に行っている場合に交付されるものでして、保険者機能強化推進交付金として63万3,000円を新規に追加しております。

4款1項支払基金交付金、162万円を追加し1億1,585万円。介護給付事業の増額に伴うルール分として事業費の27%を追加するものです。

5款道支出金、75万円を追加し5,940万6,000円。

1項道負担金、75万円を追加し5,330万3,000円。介護給付事業の増額に伴うルール分として追加するものでございます。事業費の12.5%です。

7款繰入金、11万7,000円を追加し8,806万3,000円。

1項他会計繰入金、11万7,000円を追加し7,910万7,000円です。この内容は2件でございます。介護給付事業の増額に伴うルール分として事業費の12.5%が町の負担分となっております。75万円を一般会計から繰り入れること、また、保険者機能強化推進交付金が交付されたことになりましたので、一般会計からの繰入金を追加交付金と同額の63万3,000円を減額するものでございます。

歳入合計は、600万円を追加し4億8,195万9,000円でございます。

28ページで、歳出です。

2款保険給付費、600万円を追加し4億405万6,000円。

1項介護サービス等諸費、600万円を追加し3億5,423万6,000円でございます。要介護認定者で町外の施設を利用する方が増加したこと、また、軽度の認定者の方であっても、冬期間だけなど他町の地域密着型の介護サービスを利用する方がふえたことによりまして、施設介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費に予算不足が生じることから、それぞれ300万円を追加したものです。

歳出合計は、600万円を追加し4億8,195万9,000円となるものです。

以上でございますが、別冊資料の事項別明細書35ページから42ページに詳細を記載しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから、議案第3号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第3号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第11 議案第3号平成30年度目梨郡羅臼町介護保険事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第4号 平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者
医療事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第12 議案第4号平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（洲崎久代君） 議案の29ページをお願いします。

議案第4号平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算。

平成30年度目梨郡羅臼町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ98万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,782万6,000円とするものでございます。

2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

30ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。

歳入でございます。

4款繰入金1項他会計繰入金から、98万2,000円を減額し2,074万9,000円。内容につきましては、平成30年度の後期高齢者医療基盤安定化負担金の額が確定したことによる減額補正でございます。

歳入合計、98万2,000円を減額し6,782万6,000円となるものでございます。

31ページをお願いします。

歳出です。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金から、98万2,000円を減額し6,592万1,000円。内容につきましては、先ほど説明いたしました保険基盤安定化負担金の決定に伴い減額するものです。

歳出合計、98万2,000円を減額し6,782万6,000円となるものでございます。

また、事項別明細書につきましては、別冊資料43ページから48ページに掲載しておりますので、後ほどお目通し願います。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第4号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第12 議案第4号平成30年度目梨郡羅臼町後期高齢者医療事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第5号 平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険
診療所事業特別会計補正予算

○議長（村山修一君） 日程第13 議案第5号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（太田洋二君） 議案の32ページをお願いいたします。

議案第5号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算であります。

平成30年度目梨郡羅臼町の国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ319万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億319万6,000円とするものです。

2項で歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

33ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。

2款繰入金1項他会計繰入金、319万5,000円を減額し1億9,922万7,000円。これにつきましては、釧路・根室地域医療情報ネットワーク整備事業を見送ったことによる減額です。また、国保会計から特別調整交付金による繰入金の額が1,372万

8,000円減額となっております、同額を一般会計からの繰入金に求めております。

歳入合計は、319万5,000円を減額し2億319万6,000円でございます。

34ページで歳出です。

1款総務費1項総務管理費319万5,000円を減額し1億5,382万1,000円。釧路・根室地域医療情報ネットワーク整備事業で機器の保障期間が期限を迎えることから、更新をすることで予算計上しておりましたが、現在使用している機器が更新しなくてもこのまま利用できるということが確認できたことと、今後この事業が補助対象となることが見込まれることから、本年度機器の入れかえを見送ることとしたものです。

歳出合計は、319万5,000円を減額し2億319万6,000円でございます。

なお、事項別明細書につきましては、別冊資料の49ページから54ページに掲載しておりますので、後ほどお目通しをお願いします。

以上でございますが、この補正予算につきましては3月1日開催の平成31年第1回羅臼町の国民健康保険事業の運営に関する協議会におきまして原案のとおり了承いただいておりますことを御報告させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（村山修一君） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第5号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（村山修一君） 起立総員です。

したがって、日程第13 議案第5号平成30年度目梨郡羅臼町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算は、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第6号 平成31年度目梨郡羅臼町一般会計
予算

◎日程第15 議案第7号 平成31年度目梨郡羅臼町国民健康
保険事業特別会計予算

◎日程第16 議案第8号 平成31年度目梨郡羅臼町介護保険
事業特別会計予算

◎日程第17 議案第9号 平成31年度目梨郡羅臼町後期高齢
者医療事業特別会計予算

◎日程第18 議案第10号 平成31年度目梨郡羅臼町国民健康
保険診療所事業特別会計予算

◎日程第19 議案第11号 平成31年度目梨郡羅臼町水道事業
会計予算

◎日程第20 議案第12号 職員の給与の特例に関する条例を廃
止する条例制定について

◎日程第21 議案第14号 公の施設に係る指定管理者の指定に
ついて

○議長（村山修一君） 日程第14 議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算
から日程第21 議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件を一
括議題とします。

お諮りします。

議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から議案第14号公の施設に係る指
定管理者の指定についてまでの8件の議案については、会議規則第38条第3項の規定に
より、提案理由の説明を省略することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14 議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程
第21 議案第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件の提案理由の
説明を省略することに決定しました。

お諮りします。

日程第14 議案第6号平成31年度目梨郡羅臼町一般会計予算から日程第21 議案
第14号公の施設に係る指定管理者の指定についてまでの8件については、会議規則第3
8条第1項のただし書き及び委員会条例第5条により、議員全員の委員で構成する予算審
査特別委員会を設置し、これを付託して審査することにしたいと思います。御異議ありま
せんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山修一君） 異議なしと認めます。

したがって、本件については、議員全員の委員で構成する予算審査特別委員会を設置
し、これに付託して審査することに決定しました。

ここで、委員会条例第7条第2項の規定により、委員会において正副委員長の互選を願
います。

議員控え室で行います。

正副委員長を互選のため、暫時休憩します。

午後 1時30分 休憩

午後 1時34分 再開

○議長（村山修一君） 再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

諸般の報告をします。

休憩中に、委員会において委員長並びに副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりました。

予算審査特別委員会委員長に宮腰實君、副委員長に小野哲也君、以上のとおり互選された旨、報告がありました。

◎散会宣告

○議長（村山修一君） これで、本日の日程は全部終了しました。

なお、明日8日から10日までの3日間は、議案審議及び会議規則第9条第1項により休会となります。

3月11日は、午前10時開議といたします。

11日の議事日程は当日配付いたします。

本日は、これで散会します。

どうも御苦労さまでした。

午後 1時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員